

熊本県議会議長 藤川隆夫様

2013年4月26日

日本共産党熊本県委員会
委員長
県議会議員

久保山啓介
松岡徹

最高裁水俣病判決を受けて、臨時県議会を開き審議することについての申し入れ

1、2013年4月16日、最高裁第3小法廷は、水俣市の女性を水俣病患者と認定するように県に命じた福岡高裁判決を支持し、県の上告を棄却しました。

熊本県が行ってきた1977年認定基準にもとづく水俣病審査が根底から問われています。

この問題については、県議会としても、早急かつ十分な審議が必要です。

24日、経済環境常任委員会が開かれましたが、2人の委員からの発言で合わせてわずか6分間程度のものでした。これでは県民から負託された県議会の役割を果たしているとは言えません。

2、地方自治法第101条2項は、「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる」と定めています。

議長におかれては、この規定にもとづき臨時県議会開会の手続きを進められるよう要請するものです。